

福島県全市町村にまん延防止等重点措置が適用されました

感染力の強い「オミクロン株」の感染が急速に拡大していることから、福島県全域に「非常事態宣言」が発出され、また「まん延防止等重点措置」が県全域に適用されました。

感染の拡大を防ぐため、県を挙げた感染防止の取り組みが重要となりますので、町民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

まん延防止等重点措置

区域	県全域
実施期間	令和4年1月30日(日)～2月20日(日)まで
町民の皆さん	<ul style="list-style-type: none"> ・営業時間短縮の要請時間以降、飲食店にみだりに入りしないでください。 ・感染対策が徹底されていない飲食店の利用を自粛してください。 ・感染リスクの高い行動は控えてください。 (不要不急の都道府県をまたぐ移動、混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出・移動を控える) ・基本的な感染対策の徹底をしてください。 (3密の回避・マスクの着用・こまめな手洗いや換気など)
飲食店等	<p>【ふくしま感染防止対策認定店制度の認定店】</p> <p>①または②のいずれか</p> <p>①営業時間の短縮:5時～21時まで 酒類の提供は20時まで ②営業時間の短縮:5時～20時まで 酒類の提供自粛(終日)</p> <p>【非認定店】</p> <p>営業時間の短縮:5時～20時まで 酒類の提供自粛(終日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同一グループ・同一テーブルでの5人以上の会食を避ける * 営業時間の短縮に応じた場合、協力金が支給されます。
イベント等	業種別ガイドラインを遵守し、基本的な感染防止対策を徹底してください。
適用	新型インフルエンザ特別措置法第31条の6第1・2項、第24条第9項

福島県の「まん延防止等重点措置」について詳しくはQRコードをご確認ください。

